

ヘーゲルの戦争観 - カントの永遠平和論の批判

Hegel on War : A Critique of Kant's Perpetual Peace

金谷 佳一

KANAYA Yoshiichi

和文要旨：本稿はヘーゲルの戦争観を検討し、それがどういう状況のもとで出来上がり、何を意味していたのか、国際関係論の核をなす戦争と平和に関して、ヘーゲルは現在でも何かわれわれにとって参考になる洞察を示しているのかどうかを明らかにしようとするものである。ヘーゲルはカントの『永遠平和のために』を批判し、国家間の紛争は戦争によってしか解決できないとした。また戦争には倫理的側面があると主張した。このことによって、ヘーゲルは戦争を賛美している等、様々に批判を受けてきた。しかし本稿による検討の結果以下のことが明らかになる。ヘーゲルは意外にもカントの考え方に近い面もある。またヘーゲルは決して戦争を賛美するものではなく、もし避けようとしても避けられない戦争に直面した時どうすべきかということに関して、戦争の時代に生きる今日のわれわれも参考とすべき、ギリシャ的かつキリスト教的な倫理、メメント・モリと共同体言い換えれば家族と国家への自己犠牲の倫理を提案していることである。

【キーワード】戦争、永遠平和、メメント・モリ、自己犠牲、ヘーゲル、カント

Abstract : This paper examines how Hegel's view on war and international relations was built and what he really meant by it. It also explores philosophical insights Hegel can offer us today on war, which is one of the core issues of international relations. In *Elements of Philosophy of Right* He criticized Kant's *Perpetual Peace* and insisted conflicts between states can be resolved only by war. He even suggested there were some ethical elements in war. Thereafter, many writers in many ways have criticized him. This paper argues that his view is unexpectedly close to Kant's but that there is certain differences between them. It then argues that the prototype of his view on war was produced in "On the Scientific Ways of Treating Natural Law, on its Place in Practical Philosophy" (1802-1803) and based on the motif of self-sacrifice drawing on Spinoza's theory of substance. It also discusses that Hegel's realism that Kantian idea of federation of nations does not guarantee perpetual peace comes from Hegel's theory of struggle of lord and servant for recognition in "Phenomenology of Mind". It concludes Hegel's view suggests Greco-Christian ethics of memento mori and self-sacrifice, which certainly offers invaluable insights to us who live in a yet-warring world.

【Keywords】war, perpetual peace, memento mori, self-sacrifice, Hegel, Kant

1. はじめに

ヘーゲルは『法(権利)の哲学』(1821)のなかで、カントの『永遠平和のために』(1795)の理想主義的構想を批判し、カントの主張にもかかわらず国家間の紛争には戦争によってしか解決できない側面があるとした。また戦

争には独特の倫理的側面があると主張した。ヘーゲルはまた人間の自由の実現のためには国家が重要であることを強調し、国家を自由の実現であると考えたことはよく知られている。あることを強調し、国家を自由の実現であると考えたことはよく知られている。それゆえこれ

読みつがれており、政治理論、国際関係理論の古典の一つであるといつていいと思われる。事実、英国で出版された『カントの政治論文』（ハンス・レイス編、H・B・ニスベット訳、：1970年）は版を重ね、1991年には増補新版が出された¹²⁾。それもまた版を重ねているし、米国でも別の翻訳が重ねている¹³⁾。

わが国でも、戦前、1926年に高坂正顕訳が出版され、戦後すぐの1949年にその改訳版が同じく岩波文庫で出ており、1965年には土岐邦夫訳が河出書房『世界の大思想カント<下>』から、1985年には宇都宮芳明訳が高坂訳にとって変わる形で岩波文庫から新訳を出し、それぞれ非常に多くの版を重ねてきた¹⁴⁾。1988年には、小倉志祥訳がカント全集（理想社）第十三巻に収められている。さらに2006年には、中山元が光文社古典新訳文庫から新訳を上梓している。

特に英語圏では、冷戦後になって、政治学者、国際関係論の理論家の間でカントのこの著作に新たに大きな注目が集まっている¹⁵⁾。しかし、この著作で示された理想主義的なプロジェクトは、哲学者、政治学者、法学者、法哲学者、国際関係論の理論家だけでなく、実際に政治にかかわる人たち、つまり政治家や外交官にも大きな影響を与えてきた¹⁶⁾。なかでもこの『永遠平和のために』が国際連盟を生み出した思想的源泉となったことはよく知られている。というのも、これが出版されてから約120年後、ウッドロウ・ウィルソン米国大統領がこのカントの構想に強く魅了され、第一次世界大戦後に二度とこのような悲惨な戦争を起こさないようにしようという思いによって生み出されることとなった国際連盟（1920-1946）の理念的源泉となったからである¹⁷⁾。

本章では、カントの永久平和論を1)常備軍の廃止、2)殲滅戦（bellum internecinum）の禁止、3)共和制、4)国家連合の四つの論点において見ておく。

2 - 1 常備軍の廃止

カントは国家間に戦争の原因を取り除き、永遠の平和をもたらすための条項として、将来の戦争の原因を隠したままの平和条約の禁止、国家を物件として扱うことの禁止、常備軍の段階的廃止、軍事国債の禁止、内政干渉の禁止、卑劣な敵対行為の禁止、の六項目の禁止ないしは廃止を提案している。どれも重要な事項であるが、常備軍の段階的廃止が最も根本的である。

カントによれば、常備軍をもつということはいつでも戦争を始められるように軍備を整えていることであり、それはほかの国を戦争の脅威にさらしておくことでもある。その結果、ほかの国も対抗上常備軍を持つことにな

て、またう庄句 辰聲斯燭
 らざるをえない。しかも相手より劣位に立たない、できれば優位に立とうとするために、どうしても軍備の拡張競争がおきてしまう。

事態はそこではとどまらない。軍備拡張競争のもたらす経済的負担にたえかねて、相手が強大にならないうちに先制攻撃をかけるという誘惑も生まれるだろう。またの
 嚴虫持も、佩号ツ郷郷cal z

(bellum punitivum) というものは考えられない。国家間には治者・被治者という関係がないからである。そうになると、殲滅戦の危険は大きい。殲滅戦に至れば永遠平和はただ人類の巨大な墓場の上のみ建設されることになる。それゆえ、殲滅戦とそれに至るような手段の使用は厳禁されなければならない²¹⁾。

2 - 3 共和制

カントは、平和が永続的になるために不可欠な条件(「確定条項」)として以下の三つの条件を挙げている。第一に、「どの国の市民的体制も共和的でなければならない」こと。第二に、「国際法は、自由な国家の連合に基礎をおくべき」こと。第三に、「世界市民法は、普遍的な善待の条件に限られるべき」こと。

カントは、永遠平和を達成するためには、何よりも各国の国内政治体制のあり方が重要であると考えているのである。カントが共和的政治体制として考えているのは、以下の三つの原理にもとづいた国家である。(1) すべての社会の成員が(人間として)自由であること、(2) すべての社会の成員が 臣民として 唯一で共同の法に従属すること、(3) すべての社会の成員が(国民)として平等であること。カントは、共和制と民主制は別のものであるという注意書きを付している。しかし、統治権(行政権)と立法権が分離されている政治体制を共和制と定義しており、代議制のあるべき政治体制の条件としているのであるから、カントのいう共和制とは、立憲君主制と民主制の両方を含みうることは明らかであろう。

永遠平和を達成する可能性が最も高いのは、カントによれば、代議制にもとづいた共和的政治体制(republikanische Verfassung)である。なぜなら共和制でない国家においては、国家の元首は国家の所有者であり、まるで娯楽であるかのように、あまり重要でない原因で開戦を決意してしまう。しかし、代議制にもとづいた共和的政治体制をとる国家においては、戦争をするかどうかは国民の同意を得る必要がある。その場合、国民は自分たちに多大な人的な犠牲と経済的負担を強いることになる戦争には必然的に慎重にならざるを得ないからである²²⁾。

2 - 4 国家連合

カントは、上述のように、永遠平和の第一の条件である共和的で、自由な国家からなる国家連合に基礎をおいた国際法を永遠平和のための第二の条件としている。カントの永遠平和の構想は、まず国内の政治体制の自由化、つまり共和的政治体制の確立から出発する。共和国は永

遠の平和を好む傾向があるので、共和国同士で強固な公法として国際法を結ぶこともできるし、加盟国の自由を保障し、維持するための特殊な国家連合、つまり平和連合(Friedensbund)へ発展していくことも可能である²³⁾。この国家連合の理念がだんだんに広がり、加盟国を増やしていくと同時に、第三の条件であった世界市民法もだんだんと実現されることになる。そしてすべての国家がこの平和連合に加盟するようになれば、永遠平和も世界市民法も実現されることになる

これは本当に実現可能な構想なのであろうか。カントは、この実現可能性は明確に示すことができると言い切っている。しかし、カントが示しているのは以下のようなものでしかない。

幸運の力によって、ある啓蒙された強力な民族が、共和国を設立したとしよう。すでに述べたように共和国はその本性から永遠の平和を好む傾向があるので、この国がほかのすべての諸国を連合させる結合の要となるはずである。そしてほかの諸国と手を結び、国際法の理念にしたがって、諸国の自由な状態を保証し、この種の結合を通じて連合が次第に広い範囲に広がるのである²⁴⁾。

3 . ヘーゲルの批判

ヘーゲルはカントの名前をあげて、その永遠平和の構想を『法(権利)の哲学』(Grundlinien der Philosophie des Rechts:1820)のなかで次のように手厳しく批判した。

カントは国家連合(Staatenbund)による永遠平和を思い描いた。彼は国家連合があらゆる争いを仲裁してくれ、各個別国家から承認された威力として、あらゆる軋轢を調停してくれ、したがって戦争による解決を不可能にしてくれるだろうと考えた。しかし、この考えが前提としている諸国家の同意は、道徳的、宗教的な根拠や考慮にもとづくにせよ、あるいはどんな根拠や配慮にもとづくにせよ、なんといってもしょせんは、特殊な主観的意志にもとづくものであるうし、そのためどこまでも偶然性にまとわれたものであろう²⁵⁾。

そして、『法(権利)の哲学』の各所で、第2章で検討した、カントの平和論の主要な論点に、ヘーゲルなりの批判を加えている。しかし、ヘーゲルの批判は、カントに届いているのであろうか。

本章では第2章で検討したカントの永遠平和論の主要な論点についてのヘーゲルの批判を検討しよう。

3 - 1 常備軍の廃止について

第一次世界大戦に向かうイギリスとドイツの軍事強化競争、や明治以降の日本政府の富国強兵政策、第二次世界大戦、さらには冷戦期の軍拡競争とその結果を知っているわれわれにとっては、常備軍がライバル国間の軍拡競争に陥りやすいというカントの洞察は、まさに説得力を持って迫ってくる。しかし、ヘーゲルは『法(権利)の哲学』の326節で、このカントの常備軍の段階的廃止という考えに真っ向から反対している。

ヘーゲルによれば、国家が常備軍を持つようになり、国防という特殊な任務が職業化し、一つの「身分」となるのは、近代国家にとっては必然性である。それは、近代国家において社会的分業化が進展し、商工業や政治家や官僚が専門の職業となるのと同じことなのである²⁶⁾。

ヘーゲルはこの国防にたずさわる職業身分を「勇気の身分」(der Stand der Tapferkeit)と呼んでいる。このような呼称をあたえていることも、ヘーゲルが戦争を讃美する軍国主義と見られる一因であるかもしれない。しかし興味ぶかいことに、ヘーゲルはかつて「勇気」をもっと広い意味で用いていた。「勇気」とは、ヘーゲルが『キリスト教とその運命』(1798-1800)で、美しい生(Leben)の理想を「愛(Liebe)」をつうじた和解により実現しようとして登場したイエスに欠けている徳と指摘したものである。そこでは、イエスが挫折したのは政治的、経済的、社会的、家庭的生の諸関係を引き受けることを拒否し、これらの生の諸関係から逃避すること、すなわち勇気の欠如が原因であるとされていた²⁷⁾。

『法(権利)の哲学』では、このことには言及されていない。しかし、この若いヘーゲルの思索を発展させれば、ヘーゲルの考える勇気は、多重構造をなしているものとして展開される可能性もあったように思われる。そこでは、国防のために一身を捧げるのはすべての国民の「普遍的義務」である。それゆえ、軍は貴族の支配から解放され、全市民が兵役の義務をもつ、徴兵制にもとづいた国民軍でなければならない²⁸⁾。そこで要求されている徳は勇気であるが、国民の命をかけた国家への奉仕だけでなく、家族の一員であることを引き受けること、市民社会の一員であることを引き受けること、そして官僚として国家機関で働くこともある意味では勇気なのである。

しかし、この方向性は、『ドイツ国制論』(1800-1802)で閉ざされてしまった²⁹⁾。フランスとの戦争で手ひどい敗北を受けたドイツ帝国の現状を眼前にして、ヘーゲルは「ドイツはもう国家ではない³⁰⁾」と述べ、「ひとつの人間集団は、その所有物の全体を共同して防衛するように結合されているときにのみ、国家と称することができる

る³¹⁾」としているからである。

いずれにしても、常備軍と職業としての軍人の存在は、ヘーゲルにとっては、近代国家において必然的に発達した分業化、専門化の一つとしてとらえられているだけでなく、戦争はこの職業軍人からなる常備軍に限定されるべきである。なぜなら、もちろん祖国防衛のためすべての国民を召集する必要に迫られる場合もあるが、国民全体を市民生活と家庭生活から引っ張り出し、国外へ派遣することになれば、侵略戦争(Eroberungskrieg)になってしまうからである³²⁾。カントと同じく、ヘーゲルは、侵略戦争を否定しているのである。

3 - 2 卑鈴木扁憐 P ∈ P ∈ A

すべきだ。また、そうすることによって、国家が戦争という手段に訴える可能性が圧倒的に低くなるというカントの論点に関しては批判的である。イギリスの例を引いて、ヘーゲルは次のように言う。

イギリスでは、たとえば大衆に受けない戦争は遂行できない。しかしもし人々が、君主や内閣のほうが両院よりももっと激情に支配されていると考え、これを理由に宣戦と講和の決定を両院の手に握らせようと図るならば、これに対しては、国民全体のほうがしばしば君主よりもなおいっそう熱狂的になりうるし、激情にかられることがありうる、ということをおかなくてはならない³⁵⁾。

このイギリスの例が示しているように、ヘーゲルによれば、自由な共和制の国家は必ずしも戦争の可能性を大幅に少なくするとは言いきれないのである。現代においても、アメリカ、イギリス、オーストラリアなどの民主主義国家が好戦的であることを思えば、ヘーゲルのこの論点は的外れであるとはいえないだろう。

3 - 4 国家連合

本章の冒頭に引用した、ヘーゲルのカントの永遠平和論批判は、国家連合が結局はそれぞれの加盟国の主権国家としての意志にもとづくものであり、たとえば、かつて日本が国際連盟を脱退したように、加盟国が脱退を決したらそれを防ぐすべはないし、脱退した国に対しては、平和を維持する働きかけをすることは難しい、というものであった。それぞれの主権国家は一個の個体であり、ヘーゲルによれば、そこには他を排除して、自分の個性を維持するという意味での否定性を必然的に伴っている。それゆえ、その否定性が発揮される、つまり主権国家が国際紛争を戦争に訴える可能性は排除できないのである。

この点に関しては、カントもじつは十分理解していたと考えられる。カントは、絶えず拡大しつづける持続的な国家連合が戦争を防ぎ、平和を維持するための国際法に縛られることを嫌う国が好戦的な傾向を示すのを抑制するとしている。しかし、その直後に「もっとも、この好戦的傾向が勃発する可能性はつねに残されるのであるが³⁶⁾」と付言しているからである。

このほかに、ヘーゲルは、1824-1825年の『法(権利)の哲学』の講義で以下のようにカントの永遠平和論を批判している。

永久平和は理性の要求するところであり、人類のめざすべき一つの理想ではあります。カントは、国家間の紛争を調整する君主同盟を提言したし、神聖同盟もそのようなねらいをもつ機関です。

けれども、国家は個としてあるし、個としてあることは本質的に否定をふくみます。したがって、いくつかの国家が集まって一家族をなしても、この統一体は、個体としては、対立を、自分に敵対するものを、うみださざるをえない。神聖同盟の敵としては、トルコやアメリカが考えられます³⁷⁾。

神聖同盟に関してはそれが外部に敵を想定していたということもできるのかもしれない。19世紀という時代においては、ヘーゲルのこの立論がある程度の妥当性をもったといってもいいかもしれない。

しかし、このヘーゲルの批判は、一般論としてはあたっているとはいえないだろう。たとえば、欧州連合は、もう二度とヨーロッパで戦争を起こすまいというフランスとドイツの政治的な意志によって形成されてきた。その外部には、アメリカ、日本、中国、ロシアなどが存在する。しかしそれは欧州連合がこれらの国々を敵としているわけではないであろう。さらにいえば、国連には約220ヶ国ある世界の国々のなかで現在193ヶ国が加盟している。国連はこの非加盟国を敵としているのであろうか。いやそうではあるまい。

しかし、このことによってカントの永遠平和の構想が実現される可能性があるということになるわけでもない。なぜなら国連の存在にもかかわらず、戦争は引き続き起こっているのであり、しかも現代の戦争は、アメリカ、イギリス、北朝鮮、アフガニスタン、イラン、イラクなど国連加盟国間で行われているからである。

4 . ヘーゲルの戦争観

第3章では、ヘーゲルによるカントの永遠平和論批判を検討した。ヘーゲルの批判は、共和制が平和を促進するという第3章2節の論点を除けば必ずしもカントの論点的をいたものではないことが判明した。たしかにヘーゲルは戦争を讃美してはいない。ヘーゲルにとっても戦争は悪であり、国民の健康状態をためす病気であると考えられる。それでも、ヘーゲルは、戦争は絶対的な悪であり、悲しむべき、あるいは野蛮な手段である考えるカントの永遠平和論とは真っ向から対立する。

ヘーゲルによれば、個体としての主権国家の独立には、戦争にいたる内在的必然性がある。独立した主権国家として承認され、国土を守るには、『精神現象学』(1806)

で自己意識が承認をかけて戦わざるをないような局面があるとヘーゲルは考えるのである。

それゆえヘーゲルは以下のように言う。「戦争は、絶対的害悪とみなされてはならないし、またたんに外面的な偶然とみなされてはならない³⁸⁾」。

しかもヘーゲルは、戦争には倫理的側面があるし、そこには個人としての人間に内在する必然性があるというのである。人間は、そもそも有限な存在であり、死すべきものである。また個々の人間の所有物、家庭生活、社会生活もやはり、有限であり、滅ぶべきものである。戦争とはこれらの有限なもの、個人が自分の命と所有を犠牲にして、国家の独立と主権を守ることである。いいかえれば、人間存在の有限性を思いしらされる経験に他ならない。

現世の財物と事物のはかなさということは、いつもならお説教のきまり文句であるのが常であるが、戦争はこのはかなさが真剣に考えられる状態である。したがって戦争は特殊なもの観念性がその権利を得て現実になる契機である³⁹⁾。

つまり、ヘーゲルによれば、戦争の倫理的な意義は、たえずキリスト教の教えでいわれる、メメント・モリ（死を思い出せ）の教説の意味をありありと経験することである。

さらに、戦争には、もう一つの意義があるとヘーゲルはいう。しかも、それは、メメント・モリというキリスト教の教えよりもさらに高い意義であるというのである。

だが戦争にはさらに高い意義がある、すなわち私が別のところで述べておいたように、戦争によって「国民の倫理的健全性

がはじまっても町も田舎も平和を乱されることはない。しかし、戦争はより多くの人々の団結を強め、国民の意思の疎通はより早くなり、深くなる。芸術も学問も生活態度もより早く進歩する。それゆえ海を波立たせる嵐のように、革命から切り離せない悪は消え去り、善が残り、人間性はより完全になる⁴⁵⁾。

事実ヘーゲルは、戦争がだんだん人道的になってきており、ヨーロッパは一つの家族ようになってきているとも述べている⁴⁶⁾。しかし、長い平和や永久平和は国民を腐敗させ、国民の倫理的健全性をそこない、戦争こそが国民の倫理的健全性を維持するというヘーゲルの戦争の「さらに高い意義」の主張の前提にタルコットの描いているような戦争観があり、戦争はだんだん人道的になってきているという認識があるとするならば、そこで考えられている戦争はずいぶん牧歌的なものであるといわなければならない。20世紀の歴史は戦争がどれほど残虐になりうるかをわれわれに示している。そこにより高い倫理的意義を見出すのは不可能である。

5. おわりに

われわれの検討の結果、以下のことが明らかになった。ヘーゲルはけして戦争を賛美したり、栄光化したりはしていない。ヘーゲルにとっても戦争は悪であり、病である。それゆえに避けられるものであるかぎり避けるべきであり、最大限そう努力すべきである。しかし、戦争は人間の歴史と共に古く、容易になくなるものでもない。

避

い

?1đ00®

- 12) 1970年に出たこの翻訳は7版を重ね、1991年には増補第2版が出ている。Kant, *Political Writings* (Cambridge University Press, first edition 1970, second enlarged edition 1991)。
- 13) *Perpetual Peace and Other Essays*, trans. Ted Humphrey (Hackett Publishing Company, 1983)。
- 14) 酒井修によれば、日本にカントの『永遠平和論』が最初に紹介されたのは、明治初年、西周によってであった。酒井修「ヘーゲル精神現象学出版200年」京都ヘーゲル読書会研究会発表、2007年1月7日(京大会館)。
- 15) たとえば、マーチン・ワイトは「カントの『永久平和のために』は、おそらく彼の哲学の中でも最も実りの多い成果である」とまで言っている。Martin Wight, *International Theory: The Three Traditions* (Leicester University Press, 1991), p4. ハワード・ウィリアムの諸著作、特に、*Essays on Kant's Political Philosophy*, ed. Howard William (Chicago University Press, 1992) や Ken Boothとの共著、“Kant Theorist beyond Limits” in Ian Clark and Iver Neumann eds., *Classical Theories of International Relations* (MacMillan Press, 1996) もカントを高く評価している。
- 16) たとえばヘンリー・キッシンジャーは自伝のなかで、ハーバード大学で『純粹理性批判』、『実践理性批判』、『永遠平和のために』を読んだと語っている。今回、キッシンジャーの自伝は入手できなかった。入手できたものは、ウォルター・アイザックソン『キッシンジャー：世界をデザインした男 上』別宮貞徳訳(日本放送協会、1994)である。p.89-98を参照されたい。もっともキッシンジャーはホロコースト後のユダヤ人として、バランス・オブ・パワーを平和論の基礎にすえる、ペシステックで現実主義者となった。しかし彼なりに平和の可能性を追求したことは間違いないと思われる。高坂正堯は京都大学の学生の際に、父親の高坂正顕の翻訳版でこれを読んで大きな影響を受けたと語っていた。高坂の国際政治の政治講座の後継者である中西寛もカントを取り上げている。『国際政治とは何か』(中公新書、2003) p.226-7。フランシス・フクヤマも *The End of History and the Last Man* (Penguin books, 1992) で、ヘーゲルの『精神現象学』、『法(権利)の哲学』と並んでカントの『世界市民という視点からみた普遍史の理念』と『永遠平和のために』を取り上げている。P. 281-282を参照。英国のケント大学(University Kent at Canterbury, UK)では、政治学・国際関係論専攻の学生たちは1980年代、90年代にはこれを読まされていたし、おそらく現在でもそうになっていると思われる。たとえば、A.J.R. Groom and Margot Light ed., *Contemporary International Relations: A Guide to Theory*, (Pinter Publishers, 1994) Chris Brown, *Understanding of International Relations* (Palgrave Macmillan, 2005)にもカントの平和論への言及が多く見られる。
- 17) たとえば最上敏樹『国際機構論』(東京大学出版会、1996) p.34-36、中西寛『国際政治とは何か：地球社会における人間と秩序』(中公新書、2003) p.226-228を参照されたい。
- 18) Kant, *Zum ewigen Frieden: Ein philosophischer Entwurf*, *Kants Werke Band 8* (Walter de Gruyter & Co., 1968) A345, Kant, *Schriften zur Anthropologie, Geschichtsphilosophie, Politik und Pädagogik* (Suhrkamp, 1977) *Kant's Political Writings*, trans. H.B. Nisbet, ed with introduction and notes Hans Reiss (Cambridge University Press, 1991), p.94-95. カント『永遠平和のために/啓蒙とは何か』中山元訳(光文社新古典文庫、2006) p.152-153、小倉志祥訳(理想社、1988) 216-7、宇都宮芳明訳(岩波文庫、1985) p.15-17、高坂正顕訳(岩波文庫、1949) p.15-17。以下、カントのテキストは Kant, *Werke XI*, S. 197, Nisbet, p.94、中山、p.156-7、のように記載する。訳文は基本的に中山訳による。
- 19) Kant, *Werke XI*, S. 200, Nisbet, p. 95、中山、p.156。
- 20) Kant, *Werke XI*, S. 200, Nisbet, p.96、中山、p.156-157。
- 21) Kant, *Werke XI*, Nisbet, p.96、中山、p.157。
- 22) Kant, *Werke XI*, S. 205-206, Nisbet, p.100、中山、p.168-169。
- 23) Kant, *Werke XI*, S. 211, Nisbet, p. 104、中山、p.180。
- 24) Kant, *Werke XI*, S. 211-212, Nisbet, p. 104、中山、p.181。
- 25) Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, *G.W.F.Hegel Werke in zwanzig Banden*, Redaction Eva Moldenhauer and Karl Markus Michel (Suhrkamp Verlag, 1970) Band 7, S. 500, *Elements of Philosophy of Rights*, ed. Allen W. Wood, trans. H.B. Nisbet (Cambridge University Press, 1991), P.368, 藤野、赤澤訳『ヘーゲル法の哲学』(『世界の名著』35)(中央公論社、1967) p.591。以下、ヘーゲルのテキストは *Werke* の後に巻数と頁を *Werke 7*, S. 494-495, Nisbet, p. 363, 藤野、赤澤, p.584-585 のように記載する。訳文は基本的に藤野、赤澤訳による。
- 26) Hegel, *Werke 7*, S. 494-495, Nisbet, p.363, 藤野、赤澤, p.584-585。
- 27) Hegel, *Werke 1*, S.317. 金谷佳一、「若きヘーゲルの思索

- における『経済的なもの』:『神の国』と『所有の運命』
成蹊論叢 第24 (1985), p.90-88 参照。
- 28) Hegel, *Werke* 7, S.431-432, *Nisbet*, p.304-305、藤野、赤澤、p.516。ウッドによれば、ヘーゲルとガンズはシュタイン改革のもとでの、フォン・ゲイゼナウとホン・シャーンフォルストによる軍改革計画に賛成であった。しかし、この改革プランは貴族、保守派の反対で実現しなかった。*Nisbet*, p.460, n2 を参照。
- 29) Die Verfassung Deutschlands と呼ばれる草稿は、『ドイツ憲法論』と訳されてきたが、最近ではその内容から判断して『ドイツ国制論』と訳されるようになっている。ここでもそれに従う。
- 30) Hegel, *Werke* 1, S. 461, 『ヘーゲル政治論文集 上』金子武蔵訳 (岩波文庫、1968) p.49。
- 31) Hegel, *Werke* 1, S. 472, 金子、p.64。
- 32) Hegel, *Werke* 7, S.494, *Nisbet*, p.363、藤野、赤澤、p.585。
- 33) Hegel, *Werke* 7, S. 499-500, *Nisbet*, p. 368, 藤野、赤澤、p.590-591。ヘンドリー・ブル 『国際社会論: アナーキカル・ソサイエティ』白杵栄一訳 (岩波書店、2000) p.55-62。
- 34) Hegel, *Werke* 7, S.502, *Nisbet*, p. 370-371, 藤野、赤沢、p.593。
- 35) Hegel, *Werke* 7, S. 497, *Nisbet*, p.365, 藤野、赤沢、p.588。
- 36) Kant, *Werke* XI, S. 213, *Nisbet*, p. 105, 中山、p.183。
- 37) Hegel, *Rechtsphilosophie Edition Ilting* 4, (Friedrich Frommann Verlag 1974), S. 734-735, 『法哲学講義』長谷川宏訳 (作品社、2000) p.590。
- 38) Hegel, *Werke* 7, S. 492, *Nisbet*, p. 362, 藤野、赤澤、p.582。
- 39) Hegel, *Werke* 7, S. 492-493, *Nisbet*, p. 361、藤野、赤澤、p.583。
- 40) Hegel, *Werke* 7, S. 492-493, *Nisbet*, p. 361、藤野、赤澤、p.583。 *Nisbet*, p.473, n 1。
- 41) Hegel, *Werke* 2, S.481。松富弘志、国分幸、高橋洋児訳 『近代自然法批判』 (世界書院、1995), p.62。
- 42) Hegel, *Gesammelte Werke*, in verbindung mit der Deutschen Forschungs-Gemeinschaft (die NordrheinWestfalischen Akademie der Wissenschaften, 1968ff) Band 6, S. 331。上妻精訳『人倫の体系』 (以文社、1996), p.106。
- 43) 加藤尚武 「スピノザの実体とヘーゲルの国家」、『ヘーゲルの国家論』 (理想社、2006) p.36-37。
- 44) アリストテレス 『政治学』山本光男訳 (岩波文庫、1967) p.35。
- 45) “Discourse at the Sorbonne on the Successive Advancements of the Human Mind” (1750) (Euvres de Turgot I, ed. Gusutave Schelle (Alcan, 1913), p. 218. *Nisbet*, p.473, n 1. からの引用。
- 46) Hegel, *Werke* 7, S. 502, *Nisbet*, p.371, 藤野、赤澤、p.593。

(2007年3月7日受理)